

町有貸出施設の利用にあたっての条件及び留意事項【令和2年6月25日現在】

■参加者全員に、事前に次の事項について該当しないか確認する。万が一該当する場合には、参加を見合わせてもらう。

- ・発熱や風邪症状（咳、鼻水等）が少しでもある。又は体調が優れない。
- ・海外から帰国して14日以内である。

■密閉空間にならないように、窓や扉を開けて換気を行う。

■参加者同士が密集しないよう、参加者間の距離を確保する。

（できる限り2m以上、最低手の届く範囲以上）

■対面は避け、横並びにする。

■適宜、手洗いや手指消毒を行う。

■備品を使用する際は、使用前と使用後に消毒を行う。

■施設定員が定められている場合、最大概ね定員の半数程度の参加を目安とする。

■飛沫感染を防ぐため、咳エチケットを守り、声を出す機会を最小限にし、必要に応じてマスクを着用する。

■大声を出す、声援を送るなど、飛沫が多く飛散する行為は避ける。

■（サークル等の活動以外で、不特定多数の方が参加する場合）集団感染が発生した場合に備え、参加者の追跡ができるよう参加者の氏名、住所、連絡先（電話番号）を記載してもらう。提出を求められた際には、これを提出すること。

■施設使用後は、速やかに解散すること。

※国や和歌山県のガイドラインに沿って、内容が変更される場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。